

保護者各位

筑波高等学校教務部

## ラーケーション～体験活動推進日～の実施について

### 1 「ラーケーション～体験活動推進日～」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

### 2 日数

年5日以内に限り、保護者等の申請によって生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。ただし、アルバイト等金銭の授受が発生するものは認めない。

### 3 対象

全生徒

### 4 実施時期

令和8年4月1日～令和9年3月31日の授業日

ただし、4月から6月の間、健康診断等の保健行事があるため、外部機関との調整によっては年度当初の予定と異なる場合があります。検診日とラーケーションの申請日が重なった場合には、許可を取り消すことがあります。

### 5 申請方法

保護者等が原則1週間前までに学校に申請する。（学校HPから申請用紙をダウンロードする。）

保護者等又は生徒からの学校への計画書及び報告書等の提出は、原則不要とする。

### 6 その他

#### (1) 取得前

- ・パンフレット「ラーケーション～体験活動推進日～」(令和6年4月茨城県教育委員会)をよく読む。
- ・定期テストや学校行事など、体験活動推進日を設定することができない日(期間)があるので、「令和8年度茨城県立筑波高等学校ラーケーション(体験活動推進日)を設定することができない日について」(別添1)を参照の上、確認する。

#### (2) 取得

- ・「ラーケーション～体験活動推進日～」の取扱いについては「出席停止・忌引等」とする。

#### (3) 取得後

- ・「ラーケーション～体験活動推進日～」を取得した生徒は、学級や学年において、様々な探究活動に生かす。